

保育所等訪問支援事業  
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 函館カトリック社会福祉協会  
児童発達支援センター うみのほし

## 保育所等訪問支援提供にあたり説明すべき事項

1. 事業者の概要
2. 事業所の概要
3. 事業の目的及び運営方針
4. 職員の体制
5. 事業所の開所日時
6. 事業実施地域
7. 支援の概要
8. 利用料
9. 苦情、要望の受付について
10. 虐待の防止について
11. 緊急時の対応

**【説明確認欄】**

利用サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 函館カトリック社会福祉協会
法人所在地	〒040-0022 北海道函館市日乃出町27番3号
電話番号	0138-56-1541
代表者氏名	理事長 林 敏雄
法人設立年月日	1964年3月4日（昭和39年）

## 2 事業の概要

事業所の種類	保育所等訪問支援
事業所の名称	児童発達支援センター うみのほし
施設の所在地	〒040-0022 北海道函館市日乃出町27番3号
連絡先	電話：0138-56-1541 FAX：0138-56-6041
Eメール、HP	u-hoshi@palette.plala.or.jp <a href="http://www9.plala.or.jp/uminohoshi">http://www9.plala.or.jp/uminohoshi</a>
管理者氏名	森川 敦子
児童発達支援管理責任者	福岡 歌織
指定年月日	2013年8月1日（平成25年）
事業所番号	0151401429
事業所が行っている他のサービス	児童発達支援：「児童発達支援センターうみのほし」 相談支援事業：「うみのほし子ども相談室」

## 3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	発達に支援ニーズのある幼児または児童に対して、それぞれの特性に配慮し、個性に合わせた環境設定の中で、支援する側が共通認識の上に立ち、身辺面、コミュニケーション、社会性等の力を高めていく。
事業所の運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの健康状態、体調、表情、行動に常に細心の注意をし、子どもが安全に快適に過ごせる環境を整える。</li> <li>2 子どもの個々の状態に合わせ日常生活の様々な場面や遊びにおいて常に創意工夫する。その際、子どもの意向を尊重し、子どもの個人としての尊厳が保たれ、心身ともに健やかに育成され、又その能力と可能性に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができることを目指す。</li> <li>3 職員は共同療育者としての家族との関係を大切に、子どもについて十分話し合いを深め、理解・協力をしていく。</li> <li>4 支援の実施に当たっては、事業の実施機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な支援の提供に努めるものとする。</li> </ol>

#### 4 職員の体制

職 種	業 務 内 容
管理者(園長) 1名	管理者は、職員の管理、児童発達支援の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者 1名	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び保護者並びに家族に対し、その内容等について説明を行います。
訪問支援員 2名	子どもに対して、訪問等による支援を行う。保護者に支援の内容を説明し、相談にのる。子どもが通っている事業所等の職員と情報を共有して、支援の内容を伝達したり相談にのったりする。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 5 事業所の開所日時

営業日 及び 営業時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日・お盆期間・年末年始 年度末期間は除く。上記以外、管理者が必要と認める日及び職員研修日は、 必要に応じ休業日とする。(詳細は、別紙「年間行事予定表」参照) 午前8時15分から午後4時45分
サービス提供日 及び提供時間	月曜日から金曜日までとする。 平 日 午前8時15分から午後4時15分 午前療育 午前8時15分から午後2時15分 ※休業日以外で、子どもや保護者の都合及び子どもが通っている事業所の 都合に合わせて決定する。

#### 6. 事業実施地域

通常実施地域 函館市(旧 戸井町、恵山町、榎法華村、南茅部町を除く)

#### 7. 支援の概要

##### (1) 支援の内容

- ① 身辺処理面で、めばえ部分を見つけ出し家庭と一緒にそれぞれの子どもにあった環境の中で支援を継続し、自立を促す。
- ② それぞれに配慮された環境設定の中で、家族以外の大人や同年代の子どもと過ごす時間に慣れ、楽しみながら関係を発展させていけるよう促す。
- ③ それぞれにあった手段を使い、自分の思いが伝わった楽しさや便利さを味わいコミュニケーションマインドを高める。
- ④ 相手からの情報を得て、内容を理解し、自発的にさらに意欲的に活動に参加できるよう促す。
- ⑤ ホール等広い場所で遊具を使用した遊び、さらに外遊びや園外での遊びを通して、自然に触れ、体を動かす楽しさを味わいながら、様々な運動発達を促し、健康な体をつくっていく。

- ⑥ 描くこと、作ることに興味を持ち、表現する楽しさを味わう。身近な物の存在に気づき、物の名前や形態の違いを知り、文字・数への興味を導き出す。
- ⑦ 保護者と情報を共有し、職員は保護者の子育ての相談にのり子育てに役立つ支援を共に考える。
- ⑧ 職員は、保護者の同意を得て必要に応じて、子どもの支援が一貫し、継続するよう子どもが通っている事業所へ支援に関する情報を正確に伝達し、その事業所等で、子どもが過ごしやすくなるよう相談にのる。

## (2) 支援の方法

支援が開始されたら、お子さんが利用している事業所等の生活の中で、お子さんの興味関心や物事理解の仕方、コミュニケーションの取り方、体の使い方、身辺面の様子、他のお子さんとの過ごし方や集団場面での活動の様子を観察させて頂き、現在できかかっている部分を探していきます。現在利用している事業所等からの情報も参考にさせていただきます。アセスメントに基づいて、「個別目標」をたて、支援をすすめていきます。支援の様子は、その都度文章にしてご報告いたします。

## 8. 利用料

### (1) お支払いいただく利用料（国が定めた額：世帯の収入に応じて軽減措置があります）

- ・ 保育所等訪問支援給付費（1,035円）＋ 専門職員加算（679円）＝ 1,714円
- ・ 初回加算 1回 200円
- ・ 家庭連携加算（家庭訪問） 1時間まで187円、1時間を超える場合280円
- ・ 利用者負担額上限管理加算（対象者のみ） 1回 150円
- ・ 特別地域加算（1,714円×15%）
- ・ 処遇改善加算（1,714円＋各種加算）×8.1%
- ・ ベースアップ等支援加算（1,714円＋各種加算）×2%

※満3歳になって初めての4月1日からの3年間（年少～年長児）、利用者負担額は0円です。

### (2) 利用者負担金の支払い方法

通所支援給付費対象サービス料金1か月ごとに計算して請求しますので、翌月末日までお支払いください。

月末か、月初めに「実績記録表」（利用日の一覧）の確認をお願いし、それに基づいて前月の請求書をお渡しいたします。

### (3) 代理受領

事業所は、国が定める通所支援給付費やその他の各種加算の合計から前項の利用者負担額を除いた分を市町から代理受領します。代理受領した費用は後日保護者にご報告いたします。

## 9. 苦情・要望の受付について

### (1) 当事業所の苦情・要望の受付（苦情受付ボックスを事務所前に設置しています）

当施設ご利用	窓口受付担当者	児童発達支援管理責任者 福岡 歌織
	苦情受付責任者	管理者（園長） 森川 敦子
	利用時間	8:30～16:45 (日祭日、年末年始、ほか当事業所の休園日を除く)
	電話番号	0138-56-1541
	FAX	0138-56-6041
	Eメール	u-hoshi@palette.plala.or.jp
第三者委員	野村 俊幸	090-6261-6984 (携帯)
	遠藤 幸嗣	090-7512-0327 (携帯)

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。

函館市福祉事務所 障がい保健福祉課	所在地 〒040-8666 函館市東雲町4-13 電話番号 0138-21-3302 FAX番号 0138-27-2770
函館市福祉サービス 苦情処理委員事務局	所在地 〒040-8666 函館市東雲町4-13 (函館市保健福祉部管理課 内) 電話番号 0138-21-3297 FAX番号 0138-26-4090
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道立道民活動センター3階 (北海道社会福祉協議会 内) 電話番号 011-204-6310 FAX番号 011-204-6311

## 10. 虐待の防止等について

事業者は、利用児等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 森川 敦子
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修をしています。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き身体拘束など、行動を制限する行為を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録します。

## 11. 緊急時の対応

職員は、支援中に子どもの状態が急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに必要な手当を行い、お子さんの通う事業所等の職員、保護者、医療機関に連絡する等の措置を講じます。また、状況を児童発達支援管理責任者又は管理者に報告し、再発防止を図ります。

【説明確認欄】

私は、本書面に基づいて事業所から事業所から重要事項の説明を受け、保育所等訪問支援の提供に同意しました。

202 年 月 日

利用児氏名： \_\_\_\_\_

保護者住所： 〒 \_\_\_\_\_

保護者氏名： \_\_\_\_\_

続柄： \_\_\_\_\_

当事業所は、保育所等訪問支援事業の提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

202 年 月 日

住 所： 〒040-0022 函館市日乃出町27番3号

事業所名： 児童発達支援センター うみのほし

管 理 者： 園長 森川 敦子

説 明 者： 職名： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_